

熊本県私立学校等結核予防費補助金交付要領

(趣旨)

第1 県内（熊本市を除く。）の学校又は施設（国又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）の長が当該学校の学生、生徒又は当該施設に収容されている者に対して行う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第1項の規定による結核に係る定期の健康診断に要する費用に対して、同法第60条の規定に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付額の算定方法)

第2 この補助金の算定額は、次により算出するものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内を交付額とする。なお、交付決定前に支出した経費についても、令和6年（2024年）4月1日以降に健康診断を実施し支出した経費については、補助対象とする。

(補助金等の交付申請)

第3 この補助金の交付申請は、令和6年（2024年）11月29日までに提出して行うものとする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

3 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、同号の規定にかかわらず、別記第2号様式によるものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第4 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記第3号様式によるものとし、変更申請の提出期限は別に定める。

(申請の取下げ)

第5 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第6 この補助金の事業実績報告は、令和7年（2025年）3月3日までに提出して行わなければならない。

2 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第4号様式によるものとする。

3 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、同号の規定にかかわらず、別記第5号様式によるものとする。

附 則

この要領は、平成２２年（２０１０年）１１月３０日から施行し、平成２２年（２０１０年）４月１日から適用する。

この要領は、平成２３年（２０１１年）１２月２２日から施行し、平成２３年（２０１１年）４月１日から適用する。

この要領は、平成２４年（２０１２年）１１月２日から施行し、平成２４年（２０１２年）４月１日から適用する。

この要領は、平成２５年（２０１３年）１１月６日から施行し、平成２５年（２０１３年）４月１日から適用する。

この要領は、平成２６年（２０１４年）１２月１２日から施行し、平成２６年（２０１４年）４月１日から適用する。

この要領は、平成２７年（２０１５年）１２月４日から施行し、平成２７年（２０１５年）４月１日から適用する。

この要領は、平成２８年（２０１６年）１０月２１日から施行し、平成２８年（２０１６年）４月１日から適用する。

この要領は、平成２９年（２０１７年）９月５日から施行し、平成２９年（２０１７年）４月１日から適用する。

この要領は、平成３０年（２０１８年）６月２１日から施行し、平成３０年（２０１８年）４月１日から適用する。

この要領は、令和元年（２０１９年）８月２日から施行し、平成３１年（２０１９年）４月１日から適用する。

この要領は、令和２年（２０２０年）８月２４日から施行し、令和２年（２０２０年）４月１日から適用する。

この要領は、令和３年（２０２１年）５月１９日から施行し、令和３年（２０２１年）４月１日から適用する。

この要領は、令和４年（２０２２年）５月２５日から施行し、令和４年（２０２２年）４月１日から適用する。

この要領は、令和５年（２０２３年）５月２６日から施行し、令和５年（２０２３年）４月１日から適用する。

この要領は、令和６年（２０２４年）６月２８日から施行し、令和６年（２０２４年）４月１日から適用する。

別 表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
当該学校の学生、生徒又は当該施設に収容されている者で胸部エックス線撮影検査を受けた者の数に８３５円を乗じた額	当該学校の学生、生徒又は当該施設に収容されている者に対して行う、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第５３条の２第１項の規定による定期の健康診断に対する費用	３分の２